

修了試験時
持込不可

東京都排出総量削減義務と排出量取引制度
2025年度検証主任者等講習会 資料②

総量削減義務と排出量取引制度における 再エネクレジット検証ガイドライン

以下の点にご注意ください。

- ※修了試験時に本資料を机上へ置いている場合、試験を中断し、退出いただきます。
- ※本資料は、再エネクレジット検証ガイドライン（令和6年9月 第4計画期間版）に基づいて作成されています。



東京都環境局

再エネクレジット検証ガイドライン 目次

第1部 はじめに

- 1 本ガイドラインの概要
- 2 本ガイドラインの位置づけと構成

第2部 検証の進め方

第1章 設備認定検証及び電力量認証検証の流れ

第2章 検証計画の策定

第3章 設備認定検証の実施

第4章 電力量認証検証の実施

第5章 検証結果のとりまとめと報告

※ なお、本資料中、重要な部分は下線を引いております。



再エネクレジットについて

(検証ガイドライン p.2)

再エネクレジットには次の**2種類**がある。

ア 環境価値換算量（条例第5条の11第1項第2号工）

再生可能エネルギーによる電気の環境価値を**東京都が認証し**、
再エネクレジットとして発行するもの（**他制度との重複申請不可**）

⇒ 登録検証機関の検証必要

イ その他削減量（条例第5条の11第1項第2号力）

他制度で認められた電気等の環境価値を再エネクレジットに変換するもの
(他制度：グリーン電力証書、グリーン熱証書、RPS法の新エネルギー等電気
相当量)

⇒ 登録検証機関の検証不要

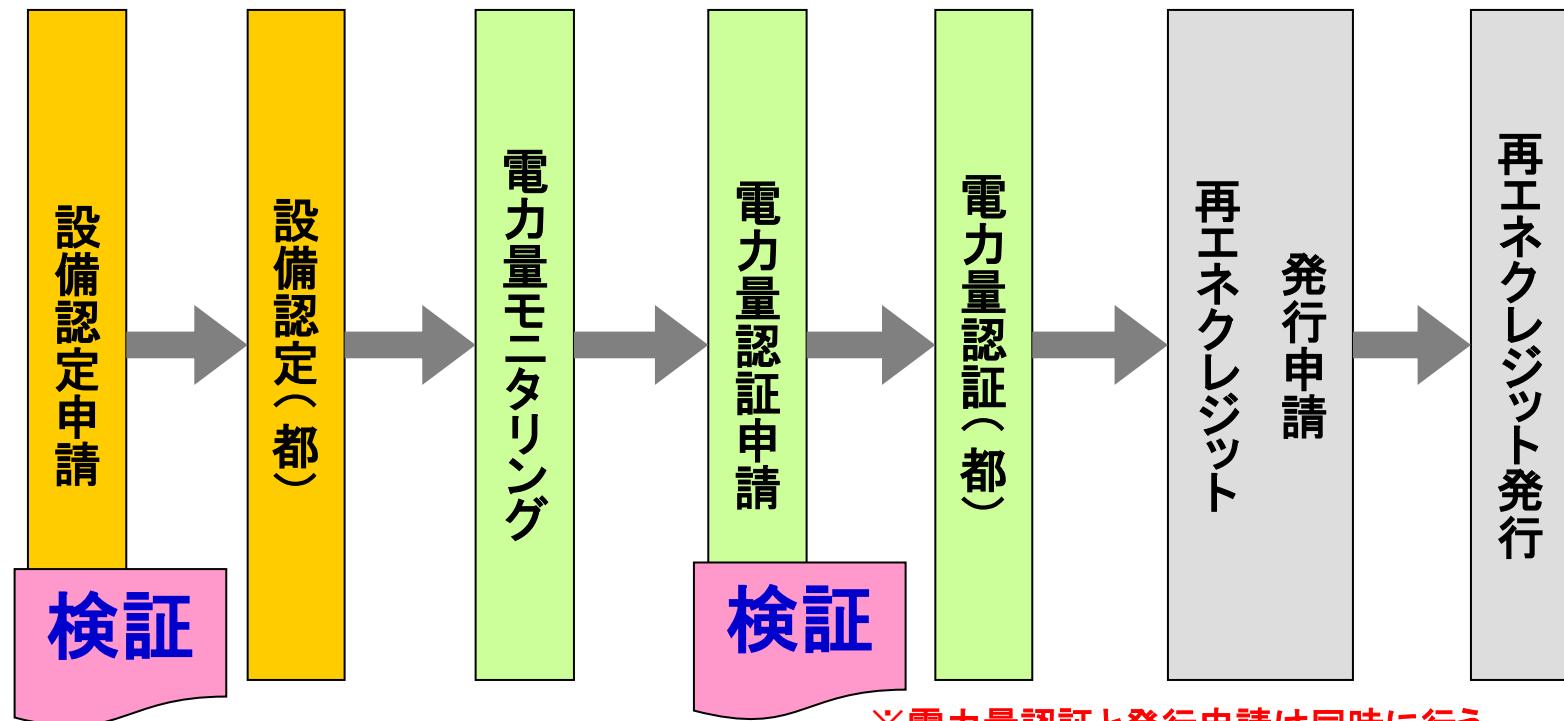


再エネクレジット発行までの流れ

(検証ガイドラインpp.3-4)

環境価値換算量の再エネクレジット発行フロー

※ 詳細は排出量取引運用
ガイドライン参照



初回のみ
変更無ければ1回のみ

毎年度
前年度発電分について
翌年度1月末までに提出

再エネクレジットの検証の流れ

(検証ガイドラインp.5)

2 設備認定検証及び電力量認証の流れ

検証の計画（第2章）

- ・ 検証計画に関する書類の作成
- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成
- ・ 概要把握
- ・ 検証留意事項の評価
- ・ 検証実施手順の決定
- ・ (品質管理手続における確認項目の決定)
- ・ 検証スケジュールの作成及び提出



検証の実施（第3章又は第4章）

- ・ 事前説明
- ・ 検証チェックリストを用いた検証
- ・ (検証機関による質問)



検証結果のとりまとめと報告（第5章）

- ・ 検証結果のとりまとめ
- ・ 検証結果の品質管理手続及び検証報告書の確定
- ・ 検証結果報告書の提出



検証計画の策定（設備認定、電力量認証）

(検証ガイドラインpp.6-9)

第2章 検証計画の策定

1 検証計画に関する書類の作成

- (1) 利害相反の回避の確認
- (2) 検証業務を行う人員の編成
- (3) 概要把握
- (4) 検証留意事項の評価
- (5) 品質管理手続における確認事項



検証計画の策定（設備認定、電力量認証）

（検証ガイドラインp.6）

（1）利害相反の回避の確認

登録検証機関は、設備認定に係る検証先の事業者と検証のための契約を締結するときに、「[検証機関の登録申請ガイドライン](#)」に定める利害関係に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない。

（2）検証業務を行う人員の編成

検証業務を担当させるための検証主任者等（「検証主任者」及び「検証担当者」）による人員を編成する。担当する全ての者が「[検証機関の登録申請ガイドライン](#)」に定める利害相反に抵触していないことを確認しなければならない。



検証計画の策定（設備認定、電力量認証）

（検証ガイドラインp.7）

（3） 概要把握

検証主任者等は、検証を計画し、検証結果を適切に評価するために、申請者の事業内容及び設備の特性等に関する概要把握のため、次に掲げる情報をあらかじめ入手して、又は閲覧することが望ましい。

必要に応じて発電事業所に赴き、現物確認、現場担当者等へのヒアリング等を行う。



検証計画の策定（設備認定、電力量認証）

（検証ガイドラインp.7）

概要把握のための情報（例）

<共通(必須)>

- ・ 設備認定申請書（電力量認証検証時には認定済みのもの）
- ・ 電力量認証申請書

<申請者及び発電設備に関する資料>

- ・ 電気事業法等の届出
- ・ 発電設備に係る設備構造図、フロー図、単線結線図 等

<重複回避に関する資料>

- ・ グリーンエネルギー認証機関又はRPS法の認定設備リスト、J-クレジット制度プロジェクト登録リスト 等
- ・ 特定温室効果ガス排出量算定報告書（申請者が本制度対象事業所の場合）

<認証可能電力量の確認に関する資料>

- ・ データ計測箇所の情報、計測機器に関する資料（計測精度、性能等が判別できる資料、点検・校正記録）、計量器検査成績表、検定証印、認証可能電力量の確認方法に関する事業者作成資料、管理月報、製品カタログ 等
- ・ 販売伝票、電力量の実測結果 等

<バイオマス比率の確認に関する資料>（該当する場合）

<バイオマスの基準適合に関する資料>（該当する場合）



検証計画の策定（設備認定、電力量認証）

（検証ガイドラインp.9）

（4） 検証留意事項の評価

「検証留意事項」とは、検証主任者等が見過ごし、検証を誤りやすい事項。設備認定検証においては「設備認定申請書」の記載情報、電力量認証検証においては「電力量認証申請書」の記載情報に関する検証留意事項を評価し、評価した検証留意事項に対する対応手続きを決定しなければならない。

【検証留意事項の例】

- あるモニタリングポイントの集計・報告作業を複数の担当者・部署・組織で行っていて、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- 昨年度の報告値から大きくかい離している。



検証計画の策定（設備認定、電力量認証）

（検証ガイドラインp.9）

（5）品質管理手続における確認項目

登録検証機関は、第5章2のプロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するにあたり、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する書類に記載しておかなければならぬ。

ただし、検証業務規程に電気等環境価値保有量に関する品質管理手続の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載をする必要はない。



検証計画の策定（設備認定、電力量認証）

（検証ガイドラインp.9）

2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先の事業者に提出する。



検証の実施（設備認定）

（検証ガイドラインpp.10-12）

第3章 設備認定検証の実施

1 事前説明

設備認定に係る検証先の事業者に対し、検証業務への理解を促すため、検証計画・検証業務遂行上の遵守事項等を十分に説明。

2 検証チェックリストを用いた検証

- （1）根拠資料・確認手段の選択
- （2）検証結果の判断
- （3）「不備あり」「不明」の場合の対応
- （4）再検証の実施



検証の実施（設備認定）

（巻末の様式）

C号様式（再生可能エネルギー設備認定検証ガイドライン）表紙

再生可能エネルギー設備認定検証チェックリスト

発電事業所の名称	
指定番号（又は設備認定番号）	
検証の対象年度	年度

更新日	
バージョン	

検証機関名	
登録番号	
検証主任者氏名	
登録番号	
所属	
連絡先	
e-mail	

（日本産業規格A列4番）

▲C号様式（設備認定検証チェックリスト）

巻末の様式を参照

▼D号様式（電力量認証検証チェックリスト）

D号様式（再生可能エネルギー設備認定検証ガイドライン）表紙

再生可能エネルギー電力量認証検証チェックリスト

発電事業所の名称	
指定番号（又は設備認定番号）	
検証の対象年度	年度

更新日	
バージョン	

検証機関名	
登録番号	
検証主任者氏名	
登録番号	
所属	
連絡先	
e-mail	

（日本産業規格A列4番）



検証チェックリストを用いた検証

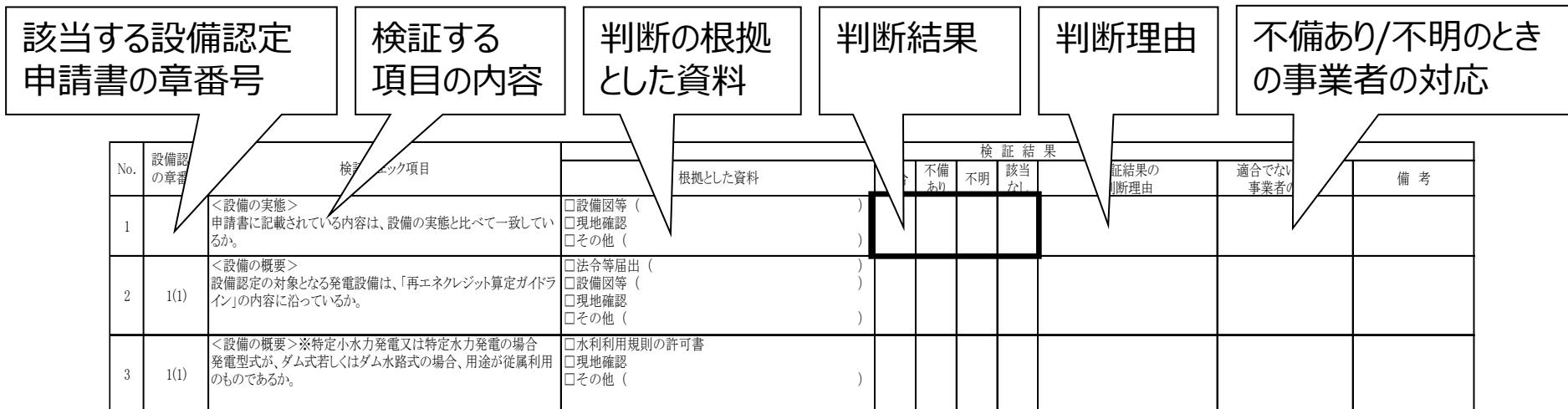
(検証ガイドラインpp.10-13)

- ・基本的に、記載された順番どおりに検証チェック項目に示す検証を行う。
 - ・「検証チェックリスト」に示す根拠資料や確認手段の中から選択し、根拠とした資料欄にチェックし、備考欄に名称、発行日等を記載する。

※設備認定に係る発電事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へのヒアリング等の検証が必要

※書類等の確認を行わずに、現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみで検証を済ませることは原則認められない。

※特に他制度との重複回避については、他制度の関連資料を全て確認する必要がある。（連携県の場合のみ、事業者に概要を説明した上でヒアリングでよい）



(C号様式)

検証チェックリストを用いた検証

(検証ガイドラインp.11)

<検証結果の判断>

根拠資料や確認手段に基づき、検証チェック項目の検証結果を下表に従って判断し、「検証結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかにチェックする。あわせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	「設備認定/電力量認証申請書」に記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず「設備認定/電力量認証申請書」に記載がない、又は記載された情報が、「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、「設備認定/電力量認証申請書」に記載された情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているか判断ができない。
該当なし	申請設備の内容が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

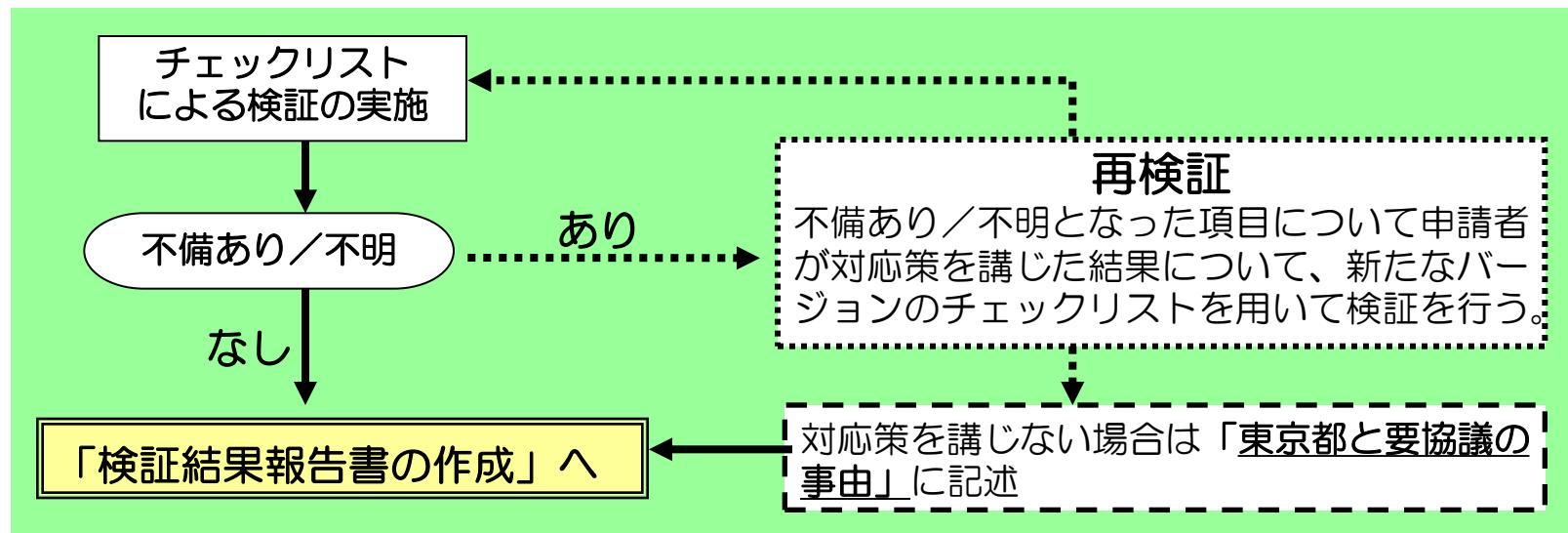


検証チェックリストを用いた検証

(検証ガイドラインpp.11-12)

★「不備あり」「不明」の場合の対応と再検証の実施

- ①不備あり／不明と判断したバージョンのチェックリストを保存。
- ②新たなバージョンのチェックリストを用いて、不備あり／不明の箇所だけ再検証を行う。申請者が修正するなどの対応策を講じた結果を記録し、その結果、適合と判断した場合は判断結果を「適合」とする。



設備認定検証のポイント

(検証ガイドラインpp.12-13)

3 検証のポイント

- ・認定対象設備、認証可能電力量の算定方法は、「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか
- ・設備認定申請書の記載内容と設備の実態が一致しているか
- ・発電形式がダム式若しくはダム水路式の場合、用途が従属利用のものであるか
- ・実測の場合、特定計量器を使用しているか
- ・他制度との重複は無いか
- ・当該設備が本制度対象事業所に含まれる場合は、特定温室効果ガス削減量との重複はないか（一部、特定温室効果ガス削減量として報告している場合は、再エネクレジットの発行に支障がないか）
- ・遠隔検針システムを利用している場合は、システム概要図、動作確認立会い記録、動作確認書等により、システムの正確性・信頼性を確認できるか。



検証機関による質問

(検証ガイドラインp.13、p.18)

基本的に検証に関する質問は、
検証機関から東京都へ行うものとする。

～質問の方法～

本ガイドラインの基準では判断できない



「検証機関の質問様式」を用いる。



質問事項に対する判断の案を必ず記入。



都が判断するための情報を可能な限り添付。



検証の実施（電力量認証）

(検証ガイドラインpp.14-18)

第4章 電力量認証検証の実施

1 事前説明

電力量認証に係る検証先の事業者に対し、検証業務への理解を促すため、検証計画・検証業務遂行上の遵守事項等を十分に説明。

2 検証チェックリストを用いた検証

- (1) 根拠資料・確認手段の選択
- (2) 検証結果の判断
- (3) 「不備あり」「不明」の場合の対応
- (4) 再検証の実施



検証の実施（電力量認証）

(巻末の様式)

C号様式（再生可能エネルギー検証ガイドライン）表紙

再生可能エネルギー設備認定検証チェックリスト	
発電事業所 の名称	検証機関名
指定番号 (又は公報認 定番号)	登録番号
検証の 対象年度	年度
更新日	検証主任者 氏名
バージョン	登録番号
所 属	連絡先
e-mail	e-mail

(日本産業規格A列4番)

▲C号様式(設備認定検証チェックリスト)

巻末の様式を参照

▼D号様式(電力量認証検証チェックリスト)

D号様式（再生可能エネルギー検証ガイドライン）表紙

再生可能エネルギー電力量認証検証チェックリスト

再生可能エネルギー電力量認証検証チェックリスト	
発電事業所 の名称	検証機関名
指定番号 (又は公報認 定番号)	登録番号
検証の 対象年度	年度
更新日	検証主任者 氏名
バージョン	登録番号
所 属	連絡先
e-mail	e-mail

(日本産業規格A列4番)



検証チェックリストを用いた検証

(検証ガイドラインpp.14-18)

- ・基本的に、記載された順番どおりに検証チェック項目に示す検証を行う。
- ・「検証チェックリスト」に示す根拠資料や確認手段の中から選択し、根拠とした資料欄にチェックし、備考欄に名称、発行日等を記載する。

※原則として設備認定に係る発電事業所で現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へのヒアリング等の検証が必要

※書類等の確認を行わずに、現地の目視確認又は担当者等へのヒアリングのみで検証を済ませることは原則認められない。

該当する設備認定申請書の章番号		検証する項目の内容	判断の根拠とした資料	判断結果	判断理由	不備あり/不明のときの事業者の対応
No.	再生可能エネルギー電力認証申請	検証チェック項目	根拠とした資料	検証結果	検証結果の判断理由	適合でない事業者の
				適合 不備 あり 不明 該当 なし		備考
1	<設備の実態> 申請書に記載されている内容は、設備の実態と比べて一致しているか。	<input type="checkbox"/> 設備図等（ <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他（ ））				
2	<設備認定申請書からの変更> 申請書に記載されている内容は、設備認定申請書と比べて一致しているか（設備認定申請書からの変更は発生していないか。）。	<input type="checkbox"/> 設備認定申請書 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他（ ））				
3	<特定計量器> 設備認定申請の際に、特定計量器を設置していなかった場合は、モニタリング期間中においては、計画どおりに特定計量器を設置していたか。	<input type="checkbox"/> 設備認定申請書 <input type="checkbox"/> 計量器検査成績表（ <input type="checkbox"/> 検定印証（ <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他（ ））				

(D号様式)



電力量認証検証のポイント（一部抜粋）

（検証ガイドラインpp.16-17）

3 検証のポイント

（1）共通

- ・ 認証可能電力量の算定方法及び結果は「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか
- ・ 電力量認証申請時の実態と設備認定申請書の内容が一致しているか
(設備認定後に遠隔検針システムを導入している場合は、遠隔検針システムを除く)
- ・ 認証可能電力量は、設備認定申請書の算定方法に従い適切に算定されているか
- ・ 電力量や燃料等使用量は検針票、写真等の数値が確認できる方法で把握されているか
- ・ 設備認定後に遠隔検針システムを導入している場合は、システム概要図、動作確認立会い記録、動作確認書等により、システムの正確性・信頼性を確認できるか
- ・ 認証可能電力量の算定結果は正確なものであるか
- ・ 算定に関するデータの記録と保管方法は適切か
- ・ バイオマス比率の算定方法及び結果は「再エネクレジット算定ガイドライン」の内容に沿っているか
- 23・ サンプリング検証を行う場合、誤差の評価は5%未満であるか



電力量認証検証のポイント（一部抜粋）

（検証ガイドラインpp.17-18）

3 検証のポイント

（2）特定バイオマス発電

- ・バイオマス比率の算定方法及び結果が適切であるか
- ・バイオマス燃料が、再エネ特措法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第11号ハに規定される基準に適合しているか
- ・基準に適合していることを示す資料（ライフサイクル GHG の算定結果、燃料の第三者認証結果等）が存在しているか



検証結果のとりまとめと報告

(検証ガイドラインpp.19-21)

第5章 検証結果のとりまとめと報告

設備認定または電力量認証のそれについて必要

- 1 検証結果のとりまとめ
- 2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定
- 3 設備認定検証結果報告書の提出
- 4 電力量認証検証結果報告書の提出



検証結果のとりまとめ

(検証ガイドラインpp.19-20)

1 検証結果のとりまとめ

	検証結果	判断の基準
適合	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・「設備認定/電力量認証申請書」が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成され、適切に報告されている。・「設備認定/電力量認証申請書」の情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って報告されている。	
東京都と 要協議	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・「設備認定/電力量認証申請書」の情報が「再エネクレジット算定ガイドライン」に従って作成されていない、又は適切に報告されていない。・認証可能電力量の算定に使用したデータが正しく把握されていない。・登録検証機関側の事情以外の理由により、検証結果を決定するための証拠が入手できないため、設備認定/電力量認証申請書の情報が再エネクレジット算定ガイドラインに従って報告されているか判断できない。	



品質管理手続き及び報告書の確定

(検証ガイドラインp.20)

2 検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定

- 当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者、又は管理・検証精度確保部門による、検証結果の確認を、次の二つの観点から実施しなければならない。

【プロセスレビュー】

登録検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、そのすべての手續が完了しているか。

【テクニカルレビュー】

検証意見が適切なものであるか。

- 品質管理手続を終了後、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者による承認を得て、登録検証機関の責任をもって、検証意見を確定させなければならない。



検証結果報告書の提出

(検証ガイドラインp.21)

3 検証結果報告書の提出

次の書類を検証先の事業者に提出。各報告書の写しを帳簿に記載の日から
7年間保管しなければならない。

- ・検証結果報告書（告示第8号様式）
- ・検証結果の詳細報告書（A号様式、B号様式）
- ・検証チェックリスト（C号様式、D号様式）
(検証終了時のすべてのバージョン)

※東京都の聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料も、これらと併せて保存すること。

- ・検証意見を確定させた際の資料の例
検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠資料、検証チェックリスト以外の根拠資料 等



情報通信技術（ICT）を活用した現地検証（参考）

情報通信技術（ICT）を活用した現地検証の実施

情報通信技術（ICT）を活用した現地検証とは…

従来、検証先事業所に赴いて検証していた内容（現物確認やヒアリング）を情報通信技術（メール、電話、Web会議等）を用いて**現地に赴くことなく**実施する検証のこと。これまでの検証と同様に、**排出量や削減量の正確性・信頼性を確保する必要がある**。

なお、**情報通信技術を活用した現地検証**を実施する前に制度対象事業者と十分に協議すること。

情報通信技術（ICT）を活用した現地検証の例

- ・事業者がWebカメラを用いてモニタリングポイント等を撮影し、検証主任者がリアルタイムで確認や質疑応答する。
- ・事業者がデジタルカメラを用いてモニタリングポイント等を撮影し、検証機関へ送信した図面等資料を用いて、検証主任者が検証判断する。
- ・事業者がモニタリングポイント等を撮ったデジタル写真（または動画）で検証主任者が現物確認をする。
- ・これまで現地で目視確認していたもの（現物）を書類と電話ヒアリングで確認する。

※写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。



第4計画期間（令和7年度）からの改定内容

- ・ 検証の進め方について、「再エネクレジット算定ガイドライン」の改正内容に合わせて改正
- ・ 設備認定検証の実施について、[遠隔検針によるデータ収集システムを利用している場合を含めた内容に改正](#)
- ・ 特定バイオマス発電について、バイオマスの持続可能性の基準に適合しているかの検証方法を含めた内容に改正





ゼロエミッション東京の実現に向けて

TIME TO ACT

—今こそ行動を加速する時—

東京都環境局HP <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都環境局